

大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務 質問事項の回答書

質問 1：大和高田市に営業所を持っていない場合でも、当社の所在地の納税証明書を提出するという理解で、よろしいでしょうか。

回 答：お見込みのとおりです。

質問 2：当社は、2025 年 4 月に大阪市から東京都中央区に本店移転をしております。
（もともと、本店=大阪市、支店=東京都中央区でしたので、住所は変わっていません）この場合は、大阪市への納税証明が必要でしょうか。
支店時代の東京都中央区の納税証明が必要でしょうか。

回 答：直近の一番最新の納税証明者が発行可能な、本店所在地である大阪市の法人市民税の納税証明書が必要となります。